



北海道における 建設産業の支援について 建設業の現状と支援の状況

北海道開発局においては、公共工事等の発注のみならず、建設業の許可や建設業者に対する指導・監督、及び新分野進出や資金繰り対策への支援といった建設業の振興策を行っています。本稿では北海道開発局の行う建設業行政及び建設業支援の取り組みをご紹介します。あわせて、今秋に道内各地で行う「建設業支援施策等説明会」の概要についてもお知らせします。

建設業とは

「建設業」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）において「元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。」とされています。

「建設業法」は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和24年の制定以来、数次の改正を経て現在に至っています。

建設業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。また、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合は当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、建設業の許可は土木一式工事や建築一式工事など28の建設工事の種類毎に許可を受ける必要があります。ただし、軽微な建設工事（建築一式工事は請負代金が1千5百万円未満の工事又は延べ面積150㎡に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事は5百万円未満の工事。）のみを請け負うことを営業とする者は建設業許可を受ける必要はありません。

北海道開発局では、国土交通大臣の許可事務のうち、北海道内に主たる営業所を置き建設業を営もうとする場合の建設業許可事務を行っています。

北海道開発局事業振興部建設産業課

北海道における建設業の現状

平成22年3月末現在の建設業許可業者数は、全国で513,196業者、そのうち北海道における建設業許可業者数は22,200業者（全国の約4.3%）です。

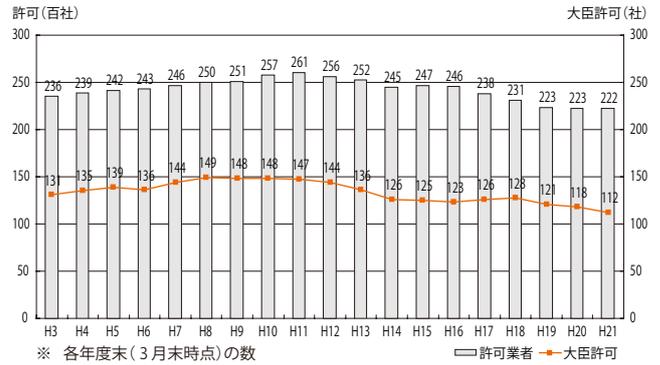
道内建設業許可業者数（平成22年3月現在）

| | 許可業者 | 大臣許可 | 知事許可 |
|----|--------------|----------|--------------|
| 石狩 | 8,551 (+23) | 76 (-7) | 8,475 (+30) |
| 渡島 | 2,017 (-8) | 7 (-2) | 2,010 (-6) |
| 桧山 | 269 (-5) | 0 (0) | 269 (-5) |
| 後志 | 837 (-19) | 0 (0) | 837 (-19) |
| 空知 | 1,285 (-29) | 1 (0) | 1,284 (-29) |
| 上川 | 1,935 (-2) | 9 (0) | 1,926 (-2) |
| 留萌 | 277 (-22) | 2 (0) | 275 (-22) |
| 宗谷 | 383 (+6) | 1 (0) | 382 (+6) |
| 網走 | 1,349 (-10) | 1 (+1) | 1,348 (-11) |
| 胆振 | 1,905 (+5) | 12 (+1) | 1,893 (+4) |
| 日高 | 379 (-7) | 0 (0) | 379 (-7) |
| 十勝 | 1,613 (-3) | 3 (+1) | 1,610 (-4) |
| 釧路 | 1,031 (-3) | 0 (0) | 1,031 (-3) |
| 根室 | 369 (+2) | 0 (0) | 369 (+2) |
| 合計 | 22,200 (-72) | 112 (-6) | 22,088 (-66) |

※ カッコ内は前年度末からの増減

建設業許可業者数は、ピーク時（平成11年度末、全国600,980業者、北海道26,074業者）から約15%減少しています（図1）。

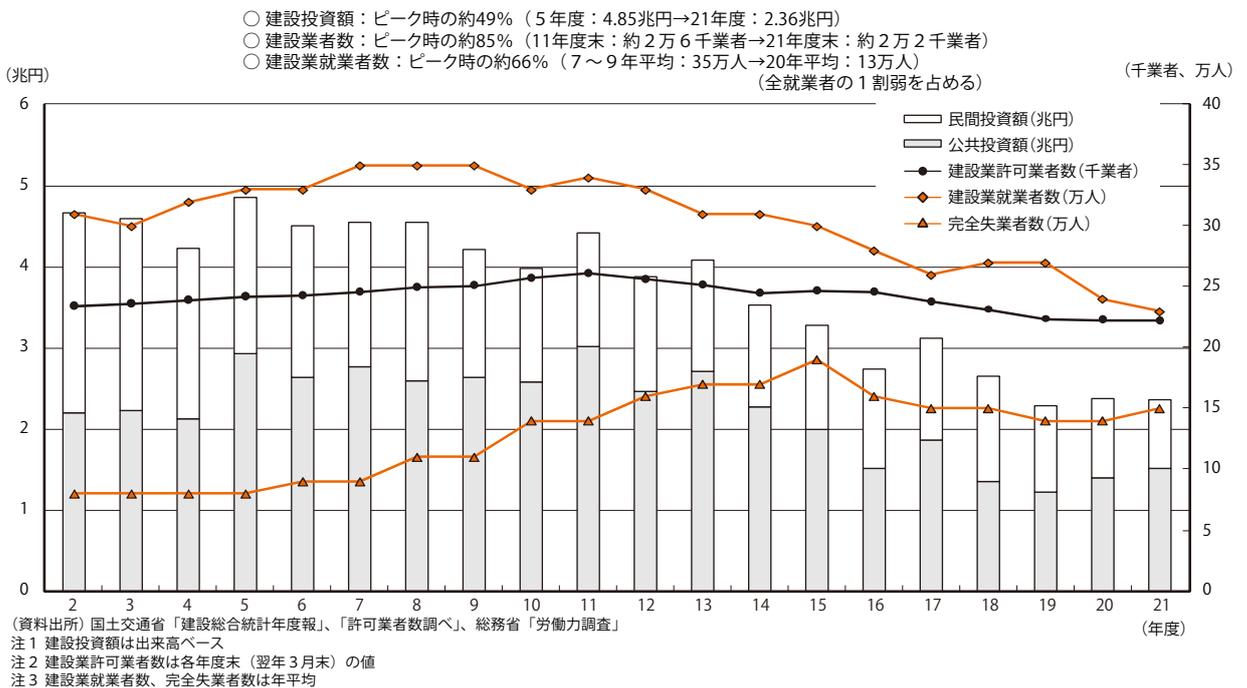
図1 建設業許可業者数の推移（北海道）



北海道における建設業は、住宅、社会資本整備を通じて道民生活の向上に寄与するとともに、地域の基幹産業として多くの就業機会を提供するなど、北海道内の経済、雇用に大きな役割を果たしております。また、台風や地震などの災害時においては、「地域の防災力の直接の担い手」として迅速な災害対応、早期復旧の中心的役割を果たしているほか、ボランティア活動への参加や青少年の育成活動などを通じてまちづくりの主役を担うなど、地域社会にも大きく貢献しており、建設産業に寄せられる期待は極めて大きいものがあります。

しかしながら、建設投資の減少や利益率の低下など、近年の建設業を巡る社会経済状況の変化は著しく、一段と厳しい経営環境に直面しているところです（図2）。

図2 建設投資額、許可業者数及び就業者数の推移（北海道）



このような状況下、建設業界では優れた技術者の育成や得意分野の強化、あるいは得意分野を異にする企業との合併、業務連携、そして、新分野進出など創意工夫により、技術と経営に優れた競争力のある企業づくりに取り組み、安全で品質に優れた建設生産物の提供を通じて、これまで以上に、地域に信頼され、魅力ある産業として発展することが期待されています。

今後とも技術と経営に優れた建設業者が生き残り伸びていくためには、建設業者の経営基盤の強化、新分野進出・成長分野展開等についての支援が必要です。

北海道地方建設産業再生協議会

建設産業関係機関が、相互に情報交換及び意見交換を行うとともに、連携して建設産業の健全な発展を促進することを目的に平成16年1月に「北海道地方建設産業再生協議会」が設置されました。

北海道労働局、北海道経済産業局などの国の機関、北海道や札幌市などの関係機関が連携して各種支援策を推進しています。北海道開発局は本協議会の事務局を担当しています。

<北海道地方建設産業再生協議会の構成>

北海道労働局、北海道経済産業局、
北海道開発局、北海道地方環境事務所、
北海道、札幌市、
(独)雇用・能力開発機構北海道センター、
(社)北海道建設業協会



平成22年度第1回北海道地方建設産業再生協議会

本協議会では、各種支援策などの情報を広く提供することを目的としてパンフレット「北海道地方における建設産業支援プログラム（公的支援制度一覧）」を作成しているほか新分野進出等支援セミナー（講演、事例発表、個別相談会）を毎年開催しています。

平成22年度のパンフレットは6月に発行しており、道内の自治体や建設業協会などの関係機関に配布しています。なお、北海道開発局ホームページ（まちづくり・環境・建設産業・用地）>>建設業行政>>建設業者の経営支援等）からダウンロードできるほか、本年から、全道10箇所の開発建設部においても入手することができますので、ご利用いただきたいと思います。



<建設産業支援プログラム2010の内容>

第1章 建設業の経営革新

1. 建設投資の縮小と「経営革新」
2. 新たな収益源を開拓するには
3. 建設業からの参入が進む新分野
4. 不足する経営資源は「連携」で補う
5. 現状の問題点を洗い出す「経営改善」
6. 経営力強化に向けたチェックポイント
7. ワンストップサービスセンター事業とは？
8. 本格化する公的支援制度

第2章 公的支援制度一覧

1. 経営情報・アドバイス
2. 融資・税制等
3. 新技術・研究開発
4. 雇用・人材育成
5. 経営基盤の強化
6. 新事業・新分野進出
 - ・「北海道建設産業支援プラン」に基づく取り組み
 - ・平成22年度建設事業等構造不況業種に対する総合的な支援について（札幌市）

北海道開発局の支援策

平成22年度の各種支援施策のうち北海道開発局の実施している事業についてご紹介します。

ワンストップサービスセンター事業

厳しい経営環境にある地域の中小・中堅建設企業の経営改善や経営革新等の取り組みを支援するための事業です。具体的には建設業経営者の相談内容に応じて建設業経営の最新情報や関連機関の紹介を行う「情報提供」と、建設業経営支援アドバイザーを派遣する「経営相談事業」があります。

特に「経営相談事業」では、経営相談を希望する建設業者の事務所に、中小企業診断士や税理士等の専門家である建設業経営支援アドバイザー」を、1回3時間程度、年度内2回（新分野進出や成長分野展開に関する相談は4回）まで無料で派遣し、それぞれの企業の課題等について幅広く対応します。「自社の経営を見直したい」、「新しい事業にチャレンジしたい」、「今後の経営計画を策定したい」など、経営上の個別・具体的な相談を希望される建設業者の方が相談の申し込みをすることができます。

申し込みに当たっては、電話かファックスで下記までご連絡ください。

| | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| ○北海道開発局 (事業振興部建設産業課) | TEL 011-709-2311 FAX 011-738-0235 |
| ○社北海道建設業協会 | TEL 011-261-6184 FAX 011-251-2305 |
| ○財建設業振興基金 | TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594 |

昨年度の北海道でのアドバイザー派遣実績は124件あり、主な相談内容としては、経営方針・経営戦略、資金調達・資金繰り、新分野進出、経営改善・企業再生、支援制度・支援措置の紹介などがありました。

※ 北海道開発局ホームページ～建設業者の経営支援等検索サイトで「北海道開発局 経営支援等」と入力。

<相談事例>

「資金調達・資金繰り」に関する相談

公共事業削減等により6期連続赤字となり、メインバンクから赤字体質から脱却するための経営計画を策定するよう求められた。

【アドバイス】

- 限られた受注の中から利益を絞り出す対策が必要。
- 以下の経営計画を策定することが必要。
 - ・民間工事受注の掘り起こし、工事原価の削減等
 - ・社員全員によるリフォーム工事の営業等

【その後】

- 経営計画をメインバンクに提示したところ、十分な理解を得ることができ、金融支援を取り付けることができた。
- 経営計画の策定により、受注増加額や経費削減額等を試算することで、経営改善後の結果予想を数字で出すことができた。

建設業と地域の元気回復助成事業

地域の建設業団体が、保有する人材、機材、ノウハウ等を活用し、地方公共団体や農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体との連携により協議会を設立して、建設業の活力の再生と地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業の検討や試行的実施に必要な経費を助成するものです。

平成21年度に北海道内で11事業が採択され、平成22年度末まで各事業が実施されています。

今後、各協議会が地域でイベント等を行う予定です。

<事業紹介>

「空知フード&ワインロード計画」事業

1 事業の概要

代表的な農業地帯である空知地域の活性化を図るため「日本一の直線道路」を中心に空知管内3本の国道を連携させ、「空知産素材を使った新商品の開発及び拠点づくり」、「販路開拓のためのケータリングカーサービス、食体験施設の拠点づくり」、「空知ワインロードづくり+ワイナリー開設準備」と3つの軸とし「空知フード&ワインロード」を形成し空知地域の農業と観光の振興を目指す。

2 事業の課題

地域事業者との連携と専門知識を持った方との連携

3 期待される効果

- ・空知地区の魅力増大による観光客誘致
- ・空知産素材を使った新商品の開発
- ・地域雇用の拡大
- ・道の駅の情報発信基地化

4 今後の建設業のビジネス展開

- ・遊休地の有効活用による収益増加
- ・事業多角化

「空知フード&ワインロード計画」協議会

事業管理者 (社)空知建設業協会

参加団体 (社)空知建設業協会、奈井江町、NPO法人日本一長い直線道まちづくり研究会、美唄こめこ研究会、山崎ワイナリー、京花楼フーズサプライ、空知経営研究会(葉月会)



ケータリングカーサービス

建設業支援施策等説明会

先に述べたように、北海道の主要な基幹産業の一つである建設産業は、景気の停滞や建設投資の減少などにより極めて厳しい経営環境に直面しているところでは、北海道開発局をはじめとした建設産業関連機関としては、種々の方策を講じて、建設産業の健全な発展と雇用の確保を図っていく必要があります。

このため、道内の建設企業に各種支援施策などの情報を広く提供し、その周知と利用促進を図ることが求められており、今般、北海道地方建設産業再生協議会主催の「建設業支援施策等説明会」を道内主要地域において開催することとしました。

参加を希望される方は、北海道開発局のホームページに掲載されている申込書をファックスしてください。

「建設業支援施策等説明会」開催日程

| 開催地 | 会場 | 定員 | 開催日 | 時間 |
|-----|------------|-----|-----------|-------------|
| 帯広 | 帯広建設業協会 | 100 | 9月30日(木) | 13:15-15:30 |
| 旭川 | 旭川開発建設部 | 100 | 10月7日(木) | 13:15-15:30 |
| 室蘭 | 室蘭開発建設部 | 50 | 10月14日(木) | 13:15-15:30 |
| 函館 | (社)函館建設業協会 | 80 | 10月21日(木) | 13:15-15:30 |

(内容) 支援施策説明、建設業法令遵守講習、ワンストップサービスセンター個別相談会

建設業法令遵守の取り組み

建設業の健全な発達の促進を図るためには、各種支援施策等により経営支援を行うだけでなく、不良・不適格業者を排除し、適正な競争環境や技術力のある優良な企業が活躍できる環境を整備するため、建設業取引の適正化を推進する必要があります。

建設業取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところですが、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、今年から国土交通省及び都道府県において、「建設業取引適正化推進月間」を創設することとし、法令遵守に関する活動を行います。

○期間毎年11月（11月1日～30日）

○主な実施内容

- (1) ポスターの配布・掲示等
- (2) 新聞、機関誌、ホームページ等を通じた広報
- (3) 建設業者等を対象とした講習会等の開催
- (4) 立入検査等の実施 等

*

北海道開発局では、道内建設企業の皆様に各種支援施策等を大いに活用していただけるよう、今後も最新情報の提供などを行ってまいります。